

この式において、 $Q_{un}$ 、 $D_s$ 、 $F_s$ 、 $Q_{ud}$  はそれぞれ、次の数値を表すものとする。

$Q_{un}$  各階の必要保有水平耐力

$D_s$  各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に依じた減衰性及び各階の靱性を考慮して二に定めるところにより算出した数値

$F_s$  各階の形状特性を表すものとして、各階の偏心率に依りて、亦に定める方法により算出した数値

$Q_{ud}$  令第八十八条第一項及び第三項に規定する地震力によつて各階に生ずる水平力

ハ イの規定によつて計算した保有水平耐力が、口の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

二 口に定める建築物の各階の  $D_s$  は、次の表一及び表二に掲げる数値以上の数値を用いるものとする。ただし、当該建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に依じた減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出できる場合においては当該算出によることができる。

表一 (張り間方向)

架 構 の 性 状	張り間方向の $D_s$
(一) 架構を構成する部材に生ずる力に對してせん断破壊その他の耐力が急激に低下する破壊が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	〇・四
(二) せん断破壊その他の耐力が急激に低下する破壊が生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	〇・四五
(三) 及び(四)に掲げるもの以外のもので、架構を構成する部材に生ずる力に對して、 $(一)$ 及び $(二)$ に掲げるもの以外のもので、架構を構成する部材に生ずる力に對して、当該部材にせん断破壊が生じないこと等のため、耐力が急激に低下しないもの	〇・五
(四) $(一)$ 及び $(二)$ に掲げる以外のもの	〇・六

表二 (けた行方向)

架 構 の 性 状	地上階数	けた行方向の $D_s$
(一)に掲げるもの以外のもので、架構を構成する部材に生ずる力に對してせん断破壊その他の耐力が急激に低下する破壊が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	五まで	〇・四
	六から八まで	〇・三五
	九	〇・三四
	一〇	〇・三三
	一一	〇・三二
(二)に掲げるもの以外のもので、架構を構成する部材に生ずる力に對してせん断破壊その他の耐力が急激に低下する破壊が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	一一から一五まで	〇・三
	五まで	
	六から八まで	
	九	
(三)に掲げるもの以外のもので、架構を構成する部材に生ずる力に對してせん断破壊その他の耐力が急激に低下する破壊が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	一一	
	一〇	
	一一から一五まで	

(三)	偏心率	$F_s$ の 数 値
(一)及び(二)に掲げるもの以外のもので、架構を構成する部材に生ずる力に對して当該部材に、せん断破壊が生じないこと等のため、耐力が急激に低下しないもの	五まで	+)の数値にそれぞれ〇・一を加えた数値
	六から八まで	
	九	
	一〇	
	一一	
一一から一五まで		

ホ 口に定める建築物の各階の  $F_s$  は、当該階について、第九の規定による偏心率に依りて次の表に掲げる数値以上の数値を用いるものとする。

(一)	(二)	(三)
〇・一五以下の場合	〇・一五を超えて〇・四五未満の場合	〇・四五以上の場合
〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇

第十一 靱性の確保

けた行方向の架構については、構造計算によつて、第十イに定める保有水平耐力を計算するに当たつての各部に生ずる力に對して、特定の階の層間変位が急激に増加するおそれがないことを確かめなければならない。

第十二 その他の計算

令第八十二条及び第八十二条の五に定める計算を行うこと。

第十三 耐久性等関係規定の指定

第二第一号及び第三の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 昭和六十二年建設省告示第五百九十八号は、廢止する。
- 国土交通省告示第二十六号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。

平成十三年六月十二日 国土交通大臣 林 寛子

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

第一 適用の範囲等

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令(以下「令」という。)第三章第六節に定めるところによるほか、次に定めるところによる。ただし、第二号及び第三号の規定は、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、適用しない。

一 地階を除く階数が五以下で、かつ、軒の高さは二十メートル以下とすること。  
 二 壁式鉄筋コンクリート造の建築物の構造部分を有する階の階高（床版の上面からその直上階の床版の上面（最上階又は階数が一の建築物にあつては、構造耐力上主要な壁と屋根版が接して設けられる部分のうち最も低い部分における屋根版の上面）までの高さという。）は三・五メートル以下とすること。  
 三 昭和五十五年建設省告示第七百九十号第五号口を満たすものであること。  
 四 構造耐力上主要な部分を、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部分を含む構造とする場合にあつては、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材相互又はプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材と現場打ち鉄筋コンクリートで造られた部材の接合部（以下「接合部」という。）は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。

第二 コンクリート及びモルタルの強度  
 一 コンクリート及びモルタルの設計基準強度は、これらを構造耐力上主要な部分に使用する場合にあつては一平方メートルにつき十八ニュートン以上としなければならない。  
 二 モルタルの強度は、令第七十四条（第一項第一号を除く。）及び昭和五十六年建設省告示第十百二号の規定を準用する。

第三 接合部に使用する構造用鋼材の品質  
 接合部に使用する構造用鋼材は、日本工業規格G三二〇一（一般構造用圧延鋼材）一一九九五、日本工業規格G三二〇六（溶接構造用圧延鋼材）一一九九若しくは日本工業規格G三二一三六（建築構造用圧延鋼材）一一九九四に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

第四 基礎ばり  
 基礎ばり（べた基礎及び布基礎の立上り部分を含む。以下第五において同じ。）は、一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）としなければならない。

第五 床版及び屋根版の構造  
 構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり（最下階の床版にあつては、基礎ばり）に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第六 耐力壁  
 一 耐力壁は、釣り合い良く配置しなければならない。  
 二 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、それぞれの方向につき、その階の床面積で除した数値（以下「壁量」という。）は、次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値以上としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

三 次のイからハまでに該当する場合にあつては、前号表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値から五を減じた数値を限度として、イからハまでのそれぞれに掲げる数値を前号表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に乘じた数値とすることができる。  
 イ 耐力壁の厚さが第五号イの表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値を超える場合 第五号イの表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）の数値に耐力壁の長さの合計を乗じた数値を、耐力壁の厚さに当該耐力壁の長さを乗じた数値の和で除した数値  
 ロ 令第八十八条第一項に規定するZの数値（以下「Zの数値」という。）が一未満の地域の場合 Zの数値  
 ハ 耐力壁に使用するコンクリートの設計基準強度が一平方メートルにつき十八ニュートンを超える場合 十八を使用するコンクリートの設計基準強度（単位 一平方メートルにつき二ニュートン）で除した数値の平方根の数値（当該数値が二分の一の平方根の数値未満のときは、二分の一の平方根の数値）  
 ニ 耐力壁の厚さは、次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値以上とすること。ただし、令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、当該計算に基づく数値（当該数値が十二センチメートル未満のときは、十二センチメートル）とすることができる。

表一

階		数値
地上階	最上階から数えた階数が四及び五の階	一五
地上階	その他の階	一一
地下階	階	二〇

表二

階		数値
地上階	地階を除く階数が四及び五の建築物の各階	一五
地上階	地階を除く階数が一から三の建築物の各階	一一
地下階	階	二〇

三 次のイからハまでに該当する場合にあつては、前号表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値から五を減じた数値を限度として、イからハまでのそれぞれに掲げる数値を前号表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に乘じた数値とすることができる。  
 イ 耐力壁の厚さが第五号イの表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値を超える場合 第五号イの表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）の数値に耐力壁の長さの合計を乗じた数値を、耐力壁の厚さに当該耐力壁の長さを乗じた数値の和で除した数値  
 ロ 令第八十八条第一項に規定するZの数値（以下「Zの数値」という。）が一未満の地域の場合 Zの数値  
 ハ 耐力壁に使用するコンクリートの設計基準強度が一平方メートルにつき十八ニュートンを超える場合 十八を使用するコンクリートの設計基準強度（単位 一平方メートルにつき二ニュートン）で除した数値の平方根の数値（当該数値が二分の一の平方根の数値未満のときは、二分の一の平方根の数値）  
 ニ 耐力壁の厚さは、次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値以上とすること。ただし、令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、当該計算に基づく数値（当該数値が十二センチメートル未満のときは、十二センチメートル）とすることができる。

地上階		階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が二以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		
地上階	地階を除く階数が二以上の建築物	階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が三以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		
地上階	地階を除く階数が二以上の建築物	階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が三以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		
地上階	地階を除く階数が二以上の建築物	階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が三以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		

口 縦筋及び横筋の鉄筋比 (耐力壁の壁面と直交する断面 (鉄筋にあっては水平断面、横筋にあっては鉛直断面) におけるコンクリートの断面積に対する鉄筋の断面積の和の割合をいう。以下第六第五号において同じ。) は、それぞれ次の表一 (壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあっては表二) に掲げる数値以上とすること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては当該計算に基づく数値 (当該数値が〇・一五パーセント (壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあっては〇・二パーセント) 未満のときは、〇・一五パーセント (壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあっては〇・二パーセント) とすることができる。

表一

地上階	地階を除く階数が二以上の建築物	階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が三以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		
地上階	地階を除く階数が二以上の建築物	階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が三以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		

表二

地上階	地階を除く階数が二以上の建築物	階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が三以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		
地上階	地階を除く階数が二以上の建築物	階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が三以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		

表一

地上階	地階を除く階数が二以上の建築物	階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が三以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		
地上階	地階を除く階数が二以上の建築物	階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が三以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		

表二

地上階	地階を除く階数が二以上の建築物	階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が三以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		
地上階	地階を除く階数が二以上の建築物	階	鉄筋比 (単位 パーセント)
地階を除く階数が三以上の建築物	地階を除く階数が二以下の建築物の各階		

第七 壁ばりの構造

壁ばりは、次に定める構造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分については、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合については第一号の規定を、令第八十二条の四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が、同条第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合については第二号及び第三号の規定をそれぞれ適用しない。

- 一 丈は四十五センチメートル以上とすること。
- 二 複筋ばりとする。
- 三 主筋は、径十二ミリメートル以上とすること。
- 四 あばら筋比 (はりの軸を含む水平断面における一組のあばら筋の断面の中心を通る直線と、相隣り合う一組のあばら筋の断面の中心を通る直線とはさまれた部分のコンクリートの面積に対するあばら筋の断面積の和の割合をいう。) は、〇・一五パーセント (壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあっては〇・二パーセント) 以上とすること。

第八 接合部の構造

接合部は、次に定める構造としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、第一号の規定は適用しない。

- 一 耐力壁相互の鉛直方向の接合部は、ウェットジョイントによるものとし、径九ミリメートル以上のコッター筋によつて構造耐力上有効に接合することができるものとする。
- 二 床版、屋根版、壁ばり及び耐力壁の水平方向の接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。
- 三 接合部に使用する鉄筋、金物等は、防錆上及び耐火上有効に被覆すること。
- 四 耐久性等関係規定の指定

第九 耐久性等関係規定の指定

第二第一号及び第三号で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十八年建設省告示第三百十九号は、廃止する。

## 公 告

諸 事 項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条の規定により公告する。受還付人は、同条第2項所定の期間内に還付の請求をされたい。

横浜地方検察庁 捜査官

平成12年検第9874号窃盗被告事件 (平成12年検第2921号) 1. 腕時計5個。2. プレスレット1本。3. ドライムキヤスト1台。4. フレインステーショング1台。5. 鍵7個

さいたま地方検察庁 三越支部 捜査官

平成12年検第2955号住居侵入、窃盗被告事件 (平成12年検第926号) 1. パンツ387枚。2. 鍵11個。3. リュックサック2個。4. ビニール袋1袋。5. ナックサック1個。6. 缶2個。7. 現金30,345円。8. ビデオテープ7本。9. CD73枚。10. CDケース1個。11. 本1冊